

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称: あしろ保育園	種別: 保育所	
代表者(職名)氏名: 園長 遠藤幸太	定員・利用人数: 50名	
所在地: 岩手県八幡平市清水219		
TEL: 0195-72-2431	ホームページ : http://www.wtep-suginokokai.com	
【施設・事業所の概要】 平成27年4月1日より、八幡平市より民間移管をうけて当法人経営の施設となり今年で3年目。小学校、中学校が近くにあり交流をよくしている。園舎は平成13年に新築した。当初幼稚園を併設する予定であったが中止となった。現在は、学童施設が併設されている。		
開設年月日: 平成27年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 杉の子会・理事長 遠藤一子		
職員数	常勤職員: 13名 非常勤職員: 0名	
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	
	主任保育士 1名	
	保育士 7名	
	栄養士 2名	
	保育補助 1名	
	用務員 1名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室 5室	
	給食室 1室	
	遊戯室 1室	
	事務室 1室	
	休憩室 1室	

③理念・基本方針

経営理念 我ら地球人 みんなの笑顔のために
ー子ども・保護者・利用者・地域・職員・地球ー

基本方針

- 1、保護者が働きながら子育てできるように安心して預かれる保育園
- 2、放課後の充実した子ども時代が過ごせる放課後完全育成事業
- 3、育児支援をする地域子育て支援センター
- 4、特別保育事業に取り組む

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・延長保育
- ・障がい児保育
- ・休日保育
- ・一時保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 6 月 17 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 20 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

◇ 特に評価が高い点

子どもと地域との交流を広げるための働きかけ

理念、法人訓、基本方針を実施するための姿勢、保育理念、保育目標等の全てに地域とのかかわりが明示されている。行事計画においても各種の取組が計画されており、特に伝統芸能の継承の活動については、法人の取組の柱となっている。また、地域子育て支援センター「カンガルー広場」の開催など地域への情報発信は本園の特徴といえる。

◇ 改善が求められる点

苦情解決の仕組みの確立

法人による「苦情解決規程」が定められ、苦情に対応するための責任者・各施設に受付担当者を設置し、第三者委員として法人の監事2名を設置している。苦情の受付に関しては、入園時に保護者に説明して周知を図るとともに、玄関にご意見箱を設置している。苦情解決規程に基づいて「苦情対応マニュアル」を定めているが、苦情と要望・提案・意見・相談を一体的に構築し、運用されている。対応手順や留意事項を基に、受け付けから解決、公表に至るまでのプロセスを内容ごとに記録するための手順を整備することが望まれる。また、苦情解決第三者委員会の開催時期を定め、検討会議の内容を記録することが求められる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

他者から評価を受ける事は、自分たちでは気づく事ができない視点で助言してもらう事ができ事業に足りない事、今やっている事を認めてもらう事で、自分たちの良い点、課題を見つける事ができる。今回評価を受け、自分たちの良い点はさらに伸ばしていき、課題も一つ一つ意識し、どういった方法で取り組んでいくか、あしる保育園の職員、法人全体で話し合い、保育や事業の質を上げていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【あしろ保育園】

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。</p> <p>法人経営理念を「われら地球人みんなの笑顔のために」としており、説明文が添えられ、法人訓は8つの項目を掲げている。また、理念・方針はパンフレット、ホームページ、広報誌等への記載を行い、地域社会への周知を図っている。職員には採用後のオリエンテーションをはじめ、法人合同研修会や月1回の合同会議等において周知理解を図っている。保護者向けとして年1回入園説明会(全利用者向け)を実施し入園のしおりとして説明している。保育所は地域の要として、園児、保護者、職員、地域との協働を通して、社会全体で子育てを行っていくという想いが読み取れる。また、基本方針は4つの柱として保育所の果たすべき役割や使命を掲げ、基本方針を実施するための姿勢16項目で構成されており、保育事業を実施する法人としての確たるビジョンが示されている。一方、保育理念、保育目標、保育指針、卒園する日の姿を明文化しているが、項目が多く、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえているとはいえず精査が求められる。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>行政や関係機関との連携で、地域の保育の福祉計画の策定動向と内容を把握し、外的な動向についても把握しており、定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。理事長は、現状を認識し今後法人として事業展開を行っていくか独自の考え方を持っているが、保育所における経営状況の分析状況、法人及び保育所の経営環境や課題を把握しても、文書化されておらず分析までには至っていない。今後SWOT分析等を活用し、現状分析を行いながら課題を明確にし、事業経営に活かしていくことが求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>評議員会や理事会の議事録から課題が共有されていることが確認できたが職員への周知は十分とは言えない。経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点について明らかになっているが、各種計画からは課題や解決策等が読み取れず、具体策も明確となっていない。今後、前項でのSWOT分析等での機会、脅威、強み、弱みを明確にし、文書化し具体的な取組に活かすことが求められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>中・長期計画は平成26年度から平成30年度までの経営や保育サービスの実施計画が策定されている。法人の中・長期施設整備や積立金計画も策定されている。しかし中・長期計画は、理念の具現化のために、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容が求められる。また、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要であり、各計画に情報やデータが反映されなければ、理念や基本方針を実現するための具体的な計画とは言えない。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 法人の単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)に沿ってあしる保育園の単年度計画が策定されている。事業方針をもとに、重点事項8項目が掲げられている。しかし、当該年度における具体的な事業、保育等に関わる内容が具体化されているとは言えない。中・長期計画を反映し、単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要であり、できる限り定量的な分析ができるよう数値化等を行うことが求められる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているが、内容によっては保護者等の意見を集約し、各計画に反映していくことも求められる。また、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要である。実態として課題を収集する取組が実施されているので今後明確になった課題をどのように計画に反映させ、解決していくか具体的な計画の策定が求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 事業計画は、子どもの保育に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、保護者等に周知し、理解を促すための取組が、全保護者向けに年1回入園説明会で説明している。配慮の必要な利用者については日々のサービスの中で根気よく理解を求めている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 当園においては、保育の質の向上に向けた取組として法人と共に、園長会議を中心として、合同職員会議、主任会議、栄養士会議を月1回、各保育園での職員会議、年齢別担当者会議が定期的開催されている。また、毎年法人研修も開催されている。さらに、法人全体で定期的な自己評価や第三者評価の受審、保護者アンケートも実施している。体制としては法人事務局が担当している。大きな理念をかかげ、目標を設定し取り組んでいるが、画一的ではない職員の自由な発想も重視することも有効である。今後更なる取組としては、保育の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更を評価する体制についても検討し、職員の特性も踏まえた組織活性化に向けた取組に期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 各種の取組から質の改善にむけ、各計画書が策定されている。年間計画は安全と環境整備計画、保健計画、給食計画等細部にわたり策定されている。職員会議において、評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定するとしている。しかし、目標の基礎となる課題は自己評価、第三者評価等の結果や各取組から得られているのかが確認できなかった。まず、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取組むことが必要となることから、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化、改善の課題の明確化についての取組が求められる。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10 園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 園長は保育所をリードする立場として、管理運営規程、中長期計画の中に園長の役割、職務分担表で職員に対して自らの役割と責任を明らかにしている。また、広報誌をはじめホームページあしる保育園の園長挨拶でも発信している。有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任については危機管理マニュアルに明記している。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11 園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 園長は、関連の各種会議や研修に参加するとともに、福祉サービスを提供する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努めている。保育所の取組としては、運営管理規程や服務規程、危機管理マニュアル等の周知を図っている。また、自己チェック等の具体的な取組も実施している。しかし、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組については不十分としている。今後は職員会議等での職員への周知や社会的ルールや倫理を含む、コンプライアンス(法令遵守)規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることが望まれる。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12 園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 園長は事業計画に基づき日々の保育サービスの進捗状況や月ごとの実施状況の評価等を行っており、職員会議や月の計画と反省などを通して職員との面談を実施し、指導等を行っている。また、必要に応じて講師を招き、発達障害の勉強会を開催する等、保育の質の向上のため指導力を発揮している。しかし、理念や基本方針を具体化する観点から、保育の質の向上に関わる課題の理解・分析についての体制の構築について、今後の更なる取組に期待したい。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13 園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 園長は法人で活用している「園児管理システム」により子ども一人ひとりの基本情報と保育サービス情報を一元的に管理、記録するシステムを活用することにより業務の効率化を図っている。また、法人事務局として法人全体の管理や毎月の園長会議に出席し各園の運営の効率化や経営の効率化を図っている。しかし、保育所(法人)の理念・基本方針を具現化した質の高い保育の実現を図るための環境整備や職員体制について課題があるとしている。今後、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に期待したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 理念・基本方針や事業計画を実現するには、あしる保育園としての職員像を示し、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方を明確にし、人材の確保と育成に関する方針を確立することが求められる。保育所が目標とする質の高い保育を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方は、毎年必要な人材確保だけでなく長期にわたる計画的な人材育成が必要であり、今後の取組に期待したい。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 キャリアパスについて、趣旨としては「専門性の高い職員を育成すること」、「職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりを行うこと」が期待されており、理念・基本方針の実現のために期待する職員像を明確にすることが求められる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 職員面談を年1回行っている。また、アンケート等も行い職員の意向をくみ取るようにしている。しかし、意向を反映した改善策が具体的に示されていないため、組織として改善策について計画を具体的に策定することが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 法人の理念、基本方針の中に職員像を明確化されているが、あまり多くの項目を並べると「期待する職員像」が不明瞭になることも考えられるので、より重要と思われる現時点での項目に絞るなど園長の指導力に期待したい。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 法人として研修計画書を策定している。また、内部研修、外部研修についても定期的にも実施しているが、評価、分析、見直しについては行われていない。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 合同職員研修会が定期的にも実施され、個別の研修もキャリアパスプログラム、外部研修受講カードを活用して管理され、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。お茶、お花、太鼓など保育園の特色を生かすための取組に対して職員の自己負担としているが、研修の一環として研修計画に盛り込んでいることから、今後は保育園として研修費を負担する等、職員の負担軽減等に向けた検討も望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 実習生の受入れについては基本方針に明記し、「実習生受け入れマニュアル」も整備されている。マニュアルでは、保育士資格、栄養士資格を目指す学生を想定している。研修担当者は園長並びに主任保育士が担当することとしているが、具体的な計画書は策定されていない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 法人本部でホームページを作成し、法人の理念、基本方針、また各園の保育の内容等を詳しく紹介しており、「園だより」等で情報を公開している。苦情・相談の体制や内容については毎年入園説明会で説明し、玄関への掲示や意見箱も設置している。しかし、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況については公表していない。今後は、苦情解決における保育所の対応等について公表することが望まれるとともに、法人が保育の質の向上に取り組んでいることや、第三者評価結果についても広く地域住民に向け公表していくことに期待する。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 保育所内の各種規程に沿った業務の実施、意思決定の手続きや財務管理(会計処理)が実施されている。取引・契約関係等の担当者は業務分掌で理事長となっており、業務分掌においても明確となっている。また、理事会、評議員会においても説明がされており、内部監査、会計事務所による監査も実施している。今後の取組としては、職員への周知と評価による経営改善としていることから課題を明確化し、事業計画等への反映が求められる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 理念、法人訓、基本方針を実施するための姿勢、保育理念、保育目標等の全てに地域とのかかわりが明示されている。行事計画においても各種の取組が計画されており、特に伝統芸能の継承の活動については、法人の取組の柱となっている。また、地域子育て支援センター「カンガルー広場」の開催など地域への情報発信は本園の特徴といえる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。「ボランティア受入マニュアル・ボランティア受付簿」を作成し、地域の中学校、高校の生徒との交流を行っている。ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援の実施が課題としていることから、本園の特徴である地域交流の理念の具現化に向けて、今後の取組に期待したい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 八幡平市役所との関係は、子育て計画等の関係もあり、連携が図られている。一方、保育園の建物の一部が放課後児童育成クラブとなっていること、小学校や中学校も保育園の建物を中心に隣接しており、日常的に交流もあることから、連絡協議会等の設置はない。地域の要保護児童対策地域協議会への参画は案内があれば参加している。今後の取組として、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組むことが求められる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。 あしろ地区唯一の保育所として、保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じて地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。八幡平市から委託の「カンガルー広場」では、子育て教室で職員や外部講師を招き、講演会等を実施している。また、八幡平市の防災会議への参加(平成28年9月)により、災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p>		

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 「カンガルー広場」の実施、休日保育、12時間保育、一時保育事業、松川一の宮太鼓の活動(八幡平市では、市のお祭り、公民館祭り、観光協会への協力と地域に貢献している)等地域の中での保育所として活動している。また、保育所として、地域のニーズに対する具体的な活動が行われている。一方、民生委員・児童委員等との定期的な会議を開催するなどは行っていない。保育園の役員に民生委員・児童委員等をお願いしていることから情報の共有等は行っているため、今後は保育所として具体的なニーズの把握に向けた取組を実施する等、更なる取組に期待したい。</p>		

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。 法人の理念を具現化するため、「法人訓」、「基本方針」、「基本方針を実施するための姿勢」などを示し、法人内各施設の全職員を対象に「合同職員研修会」を開催して理念の理解・共有に努めている。「基本方針を実施するための姿勢」に子どもの権利擁護や虐待防止に関する項目が取り上げられている。理念や基本方針はホームページやパンフレットに掲載するとともに、園内に掲示して保護者等の理解を図っているが、保育の標準的な実施方法とされる「指導計画書」に反映されていない。サービス提供場面毎に基本的人権等に基づいた留意点を記載することが望まれる。</p>		
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。 法人が作成した「園児・保護者・利用者プライバシー保護・権利擁護マニュアル」及び「虐待対応マニュアル」を基に、法人が運営する施設職員全員を対象にして合同職員研修会を開催し、職員が周知するための取組が行われている。虐待が疑われる場合は、「虐待対応チェックシート」や「フローチャート」を活用して早期、かつ柔軟な対応に努めている。プライバシー保護に関するマニュアルは、個人情報保護と一体化している。なお、当細目でいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のこととしているため、今後はこの考え方を基に、マニュアルを整理することが望まれる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 利用希望者に向けた情報は、法人のホームページやパンフレットにより提供している。今年度から市役所や各支所に「杉の子会広報」を置いて、広く住民に向けて情報を発信している。利用希望で保育所を訪れた人には、「あしる保育園(一時保育)のしおり」を基に説明している。しおりには園の保育目標や保育時間・保育料などが記載され、見学希望者への対応も適宜行っている。今後、利用希望者への対応について組織として手順を定めることが望ましい。</p>		
31	III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 入園時に、「入園のしおり」を基にして理念、基本方針、行事予定、守っていただくこと等を説明し、園児台帳・健康診査表・入園時児童状況を作成している。また、特別保育等を希望する場合は、申込書を受けて実施している。また、保護者から「個人情報の保護に関するご確認」を徴しているが、重要事項説明書とされる「入園のしおり」の説明に対する同意を得ていない。今後、「重要事項説明書」を作成するとともに、「同意書」の徴取について検討が求められる。なお、今後想定される配慮が必要な保護者への対応策についても文書化するなど、適正な運用を図ることが望まれる。</p>		
32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	C
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。 保護者の転居や養育上の問題が生じた理由で他の施設に移行する場合の手順及び引き継ぎ文書が定められていない。保育所では、移行先の施設から問い合わせがあった場合には、その都度口頭や文書により園児の情報を提供することとしている。社会的に課題を持つ親子が増加傾向にある今日、他の福祉施設や事業所への移行を考慮し、組織として円滑に移行できるような手順を整備することが望まれる。</p>		

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。子どもの満足把握は、保育士が日々のふれあいのなかで、子どもの言葉や様子から個々の意向の把握に努め、毎月開催する「園ごと会議」において職員間で内容を共有している。保護者には、毎年4月に実施する園児の新規利用、継続利用時に「入園のしおり」を基に説明を行い、同時に「保育園利用者満足度アンケート」を行っている。集計した内容は、園長・主任保育士が取りまとめ、結果を「園ごと会議」で確認・検討して保護者にフィードバックしている。今後は、組織として職員間の共有を図り、調査結果を分析・検討・改善につながる仕組みを整備することに期待したい。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立していない。法人による「苦情解決規程」が定められ、苦情に対応するための責任者・受付担当者を設置し、第三者委員として法人の監事2名を設置している。苦情の受付に関しては、入園時に保護者に説明して周知を図るとともに、玄関にご意見箱を設置している。苦情解決規程に基づいて、適切な解決を図るための対応手順や留意事項を定めた「苦情対応マニュアル」を平成29年11月に制定し、苦情と要望・提案・意見・相談を一体的に構築して運用を図ることとしている。社会福祉法において、申し出た利用者等が不利にならないよう配慮した上で公表することを示しているが、苦情解決状況の公表は行っていない。対応手順や留意事項を基に、受付から解決、公表に至るまでのプロセスを内容ごと(苦情・要望・提案・相談)に記録するための手順を整備することが望まれる。また、苦情解決第三者委員会の開催時期を定めるとともに、会議で検討した内容を記録することが求められる。</p>		
35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取り組みが十分ではない。玄関に「ご意見箱」を設置したり、連絡ノートを活用して保護者がいつでも意見等を述べられる機会に配慮している。年度始めの入園説明会において、意見や要望をいつでも申し出ることが可能であることや、相談解決責任者・第三者委員・受付担当者、関係機関(岩手県福祉サービス運営適正化委員会)を明示して保護者の周知を図っている。相談対応スペースは、事務室、職員休憩室やカンガルー広場(併設)を利用して実施しているが、定置した場所ではない。保護者等が必要に応じて安心して意見が述べられるような環境に配慮したスペースを設定することが望ましい。</p>		
36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。保護者からの相談や保育に対する意見・要望を積極的に収集するために、ご意見箱の設置・保護者と保育園との連絡ノート・年2回の個別面談や保護者会において把握する取組を行っている。提出された意見、要望に適切な解決を図るために「杉の子会苦情解決規程」に則り、平成29年11月「苦情対応マニュアル」を作成している。マニュアルの内容に「苦情には要望・提案・意見・相談を含める」とされ、苦情に対応する職員の心構えや対応の手順及び解決のための仕組みがフローチャートで示されている。今後、苦情と要望・提案・意見・相談を定義するとともに、マニュアルを職員に十分に周知するための取組が求められる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。法人が運営する保育園で想定される事故・災害・感染症等、あらゆる危機の対応、予防を目的に、「危機管理マニュアル」を作成している。年1回開催する合同職員研修会において、事故発生フローチャートによる手順を確認する等、職員の周知を図っている。また、マニュアルに基本的指揮権や危機発生時の指揮権順位を明示している。ヒヤリ・ハット事例は、些細なことでも収集するように心がけ、報告書「内容と改善点」を回覧して職員間の共有を図っている。今後、ヒヤリ・ハット事例を基にして定期的に評価・検討し、再発防止に努めることが求められる。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。「感染予防・掃除マニュアル」、「感染症発生時対応マニュアル」及び対応手順を示した「フローチャート」を整備し、法人で開催する合同職員研修会において感染症の予防策と対応について職員の周知が図られている。また、当保育園での事例(園児の嘔吐処理)をもとにした勉強会や、感染症に関する外部研修内容を園会議で報告するなど、感染症の知識習得に努めている。時季毎に想定されるインフルエンザなどの感染症情報を園内に掲示したり、「保健だより」を毎月発行して保護者や外部者へ注意を促している。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>園の立地条件から、想定される災害は火災、地震、強風、豪雨、雷、洪水との認識の元、「危機管理マニュアル」に基づき、消防署員立ち会いによる避難訓練(年2回)のほか、各種訓練を毎月実施している。マニュアルに示された災害発生時の対応(フローチャート)について、法人が開催する合同職員研修会で職員の周知を図り、災害時における園児の安全確保に努めている。なお、水、米、素麺やガスコンロ、反射式ストーブなど備蓄してリスト化しているが、人数や日数など、具体的な状況に応じた物品、食料の確保が望まれる。また、避難訓練は施設の理解を得ることも視野に入れ、自治会等、近隣住民の協力を得て実施することが望まれる。</p>		

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>福祉サービスの標準化に向けた取組として、「危機管理マニュアル」、「個人情報保護・管理マニュアル」、「苦情受付マニュアル」、「早番・遅番マニュアル」など、各種マニュアルを整備し、合同職員研修会で周知を図っている。園児と接する登園時や自由遊び、排泄介助、外遊びに対応する「職員の仕事内容・心得」や日課に対する職員の仕事内容を示した「年齢別デイリーと仕事内容」を文書化している。今後、保育実施場面毎の留意点やプライバシーへの配慮、保育所の環境に応じた手順等も含めて文書化することが求められる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>標準的な実施方法の見直しは、福祉サービス内容の変化や、新たな技術等の導入を踏まえて定期的に現状を把握して見直しを行うことが必要とされる。保育園では、合同職員研修で担当者が話し合い、「デイリーと仕事内容」について見直した経緯がある。しかし、訂正した記録や検討した内容の記録がない。また、見直した内容は、一定の水準・内容を実現するために、全職員の理解を得ることが求められる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定してる。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>法人が策定した園児の年齢毎のあるべき姿を明示した「保育課程」を基に、クラスごとの「指導計画」を作成している。子ども一人ひとりのアセスメントは、入園時に保護者が記載する「園児台帳」、「健康診査表」、「入園児童状況」から把握し、入園後は「連絡帳」や「保育日誌」、「ケア経過記録(ケース会議録)」などを活用し、支援状況から園児の課題・反省点を把握し、保育課程に沿ってクラスごとの指導計画を作成している。「個別指導計画書」としては作成されていないが、「ケア経過記録」に個々の子供の現状と課題を記載し、定期的にケース会議を開催している。なお、保育における指針では、3歳未満児・障害のある子どもについて「個別指導計画」の作成が義務付けられているとともに、「保育所における第三者評価共通評価基準ガイドライン」に全ての子どもに対し、「指導計画」と併せて「個別指導計画」の作成を明示している。今後は園児個々の実態把握からニーズを抽出し、適切なアセスメント手法を確立するとともに、保育における指針に基づいた「個別指導計画書」の作成に期待したい。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。クラス毎の指導計画は、定期的に取り組に対する状況を反省・評価し、見直しをしている。見直した指導計画内容は会議で職員間の共有を図っている。今後、課題とされる園児個々の指導計画を作成するとともに、評価・見直しの時期、保護者の同意や関係職員に周知するための手順を定めることが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>子ども一人ひとりの記録は、入園時に園児台帳、健康診査表、保育園入園時児童状況・(医師の)意見書等がある。入園後の子どもの保育実施状況は、保育日誌に週(日)のねらいを基に、評価・反省内容を記載している。職員間における子どもの日々の情報の共有は、朝のミーティングや夕方の方の引継ぎ時に行われている。また、伝えてはならない情報や責任者へ伝えるべき情報、他の部門へも伝達すべき情報等は、組織内で定期的に行われる合同職員会議、職員会議、主任会議、担当者会議等を活用し、情報の内容により伝達されている。新採用者に対する記録の仕方は、その都度指導しているが、今後は記録要領の作成等により、記録の指導方法についての工夫が望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>法人の管理運営規程—文書管理—において記録の整備(文書の保存期間)について定められ、「杉の子会文書管理明細簿」で記録文書毎の責任者を配置している。また、個人情報保護・管理マニュアルを作成して入園時に個人情報保護について保護者に説明している。職員への教育は、年に1回合同職員研修会で周知を図っているが、積極的な教育・研修とは言い難い。個人情報保護について職員の理解を得るための取組や情報開示の基本姿勢、ルール、範囲などについて文書化することが求められる。</p>		

A-1 保育内容

A-1(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。</p> <p>保育課程は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、また、入所している子どもの家庭状況や地域の実態を調査し、保育時間等は実態に即して編成されている。保育課程は平成23年3月に法人の全職員で見直し改善する。また、平成28年度に法人の合同研修会で見直しを図っている。今後とも定期的な見直しにより地域や家庭の状況変化へ対応した、保育課程編成を期待する。</p>		
A-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>保育園内は明るく、各保育室から直接園庭へ出入りできる構造で、園庭も広く固定遊具等が配置されている。また、園庭の端には畑が作られ、子どもたちがいろいろな野菜作り体験や虫取りをしたり、冬には雪遊びができる環境にある。近くには小学校、中学校があり、学童は保育園舎と棟続きで、大きい子たちを見ながら生活している。園内の遊具や用具は工夫して配置している。衛生面では洗濯も床用雑巾、テーブル用布巾、トイレ用雑巾等、用途別の洗濯機を使用し掃除や消毒等、細部にわたり衛生面へ配慮している。お昼寝用布団は毎週持ち帰り各家庭で日光消毒・カバー等の洗濯をしている。園庭や遊具の安全点検は毎日実施し記録している。固定遊具は職員による月1回の点検、さらに年1回業者による点検を実施している。なお、トイレ環境は0・1歳児が2歳児の部屋を通ってトイレへ行くようになっており、手洗いの蛇口も1か所と少なく、高さも子どもには高く、踏み台を使用する状況で改善が望まれる。室内の温度や換気は午前2回実施し記録しているが、一日を通して適切な室内環境の保持を望むとともに、夏場は室内の気温、暖房設備使用の冬場は室内の気温と湿度への十分な配慮が望まれる。給食は各保育室で食べた後、掃除後その場へお布団を敷き昼寝している。一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ちつける場所として十分なスペースとは言いがたいが、遊びのスペースにマット敷くなど配慮されている。</p>		
A③	A-1(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>入園時に子ども一人ひとりの児童表や生育歴について保護者から提出してもらい、また、保護者との個別面談等から子どもの発達状況を十分把握し個別に指導計画を作成している。これらは児童管理システムに入力され、ケース記録等に反映されている。家庭との連携は連絡ノートでその日の様子を伝え、保護者と子どもの状態を共有している。年間指導計画から月の指導計画(月初め、中旬、月末)、デイリーと関連性を持たせ、個別への配慮も検討しながら個別指導計画を作成している。個別指導計画は個々のケース記録の中に入力し、ケース記録、子どもの成長等が整理されている。職員は園児管理システムを活用して、ケース記録や子どもの情報を共有し、子どもの状態に応じた声かけや配慮した保育を行っている。</p>		
A④	A-1(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>基本的な生活習慣の習得は子ども一人ひとりの発達チェック表を確認したり、家庭環境や生活リズム等、保護者と連携し共通理解を図りながら、個々に合わせた保育を行っている。日々の生活はデイリーに基づき職員の配慮を記載していて、職員が変わっても同様の対応で保育できるようにしている。食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等それぞれの場面ごとに、他の子が行っている様子を見て「自分でしようとする気持ち」を育むよう職員は支援や援助を行い、強制することなく子どもの主体性を尊重しながら進めている。また、活動や休息のバランスも子どもの状態に応じて布団やマットで休ませる等の配慮した保育を行っている。</p>		
A⑤	A-1(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>子どもが自主的に生活や遊びができるよう、興味・関心に即した玩具、絵本、お絵かき用具、粘土、折り紙等が準備され、自由に活動できる環境が整備されている。朝や日中、夕方も戸外遊びができる時間を確保し、季節に合わせて戸外遊びで使用する遊具の配慮がされている。3才以上児はグループ毎に掃除をしたり、当番活動では食事の前のテーブル拭きやご挨拶等、意欲的に行動している。また、食事やお散歩等も異年齢で行動することが多々あり、年上の子が年下の子を気遣う気持ちが自然に育まれるよう援助している。地域の老人施設慰問や地域のお祭り、チャリティ等への参加で様々な表現活動を体験し、地域の人たちに接する機会や社会体験の場を通し、社会的ルールや態度を身につけられるよう、保育者の言葉がけや配慮された保育が展開されている。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント6 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 個別指導計画は個々のケース記録と一緒に保存され、子どもの発達過程に応じ養護と教育の一体的な保育の実施を心がけている。0才・1歳児混合の保育室であるが、柵を設け0歳児が落ち着いて過ごせるスペースを確保し、保育士と安心して過ごせるよう配慮している。子どもの発達過程に合わせ、押し箱や座卓、玩具等を配置し探索活動ができるような環境設定をし、子どもが興味や関心を持って遊びに入れるように配慮や工夫がされている。また、ミルク、離乳食、睡眠やその日の個々の状態を連絡ノートや子どもの送迎の際に家族と話す等、家庭と連携を密にしている。お昼寝中の安全確認は15分毎にSIDSチェック表に記録(管理日誌へ入力)している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 個々のケース記録に個別指導計画を作成しているが、養護と教育が一体的に展開される適切な環境を整備している。広い園庭の端には畑を作り、いろいろな野菜作りを大きい子どもたちと体験している。また、未満児へもプランターに野菜や花を植え、水やりや観察に向け配慮されている。園庭にある畑の周りや近くの原っぱで遊んだり、探索活動が十分行える環境となっている。保育士は子どもの自我の育ちを受け止め、遊びや活動において友達との仲立ちに配慮している。日中の散歩はグループ毎に大きい子と手をつないで歩いたり、早期保育、延長保育で異年齢児との交流、中学生や高校生は授業での体験学習やボランティア、地域の老人の方々との交流もされている。家庭との連携は連絡ノートや朝夕の子どもの送迎時において保護者との会話で情報の共有に努めている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 3・4歳児は混合保育、5歳児は1クラスでの保育であり、各年齢毎の発達過程に応じ養護と教育の一体的な指導計画を作成している。3歳児は言語の伸びと遊びを中心に一人ひとりの生活習慣が自立するよう、保育士は言葉がけや支援へ配慮している。4歳児は行事等でも園の中心として、運動会では年長児の仕事を手伝ったり、集団の中で自分の力を発揮しながら友達と楽しんで活動している。5歳児は年長児として自分達で話し合い、団長やキャプテン等を決め練習に取り組んでいる。障害物レースの戸板越えは1メートル30センチの高さを腕や脚の力を使って乗り越え、跳び箱、縄跳びも自主的に練習している。保育士は友達と協力してやり遂げる活動や環境を整備し、適切な関わりをしている。園の運動会・クリスマス会・小学校への訪問・地区の敬老会やチャリティ・文化祭等で運動、音楽、表現、制作等を発表したり園のブログでも発信している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 障がいのある子どもの保育内容や方法について個別指導計画が作成されていないが、障がいのある子についてケース記録を取り、職員で定期的に話し合いを持ち、全職員で共有化を図っている。障がいのある子どもの相談機関として、市の保健センター、乳幼児発達支援連絡会議、療育センター等に相談している。例年、5月に保健センターから発達支援専門の巡回があり、配慮の必要な子どもに関する相談や助言を受けている。保護者とは連絡ノートや毎日の送迎時に家庭と保育園での子どもの様子を伝え合い、発達課題に共通理解を持てるよう努めている。他の人に聞かれたくない場合は空き室か、職員室で話し合っている。また、園内の部屋には物を整理して置く部屋も有り、子どもには危険な物もあるので、そのような部屋は施錠している。障がいのある子どもの入所は近年ではないが、知識や情報を得ておくことが大切であり、今後の取組に期待したい。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 保育園は朝7時から夕方7時まで開設で、朝は8時前後の登園が多く7時半前は1名から2名で夕方6時までの降園が多い。6時過ぎの延長保育(有料)は普段2名程度だが、地域の商店等で働く家庭はお盆や正月準備の月に延長保育利用があり、延長保育は6名程になる。夕方5時半以降からは保育室1室とホールを使用し、異年齢児の混合保育を実施している。6時過ぎの子には軽食を提供し夕食と重ならないよう献立表にも掲載している。また、朝食を食べてこない子どもにはおやつを提供している。早朝や夕方の保育では、自由に遊べる遊具や玩具を用意し、寝転んでゆっくりできるようにマットを敷きままごと道具等を配置し、異年齢の子や保育士と安心して過ごせるよう配慮している。職員間の引継ぎは口頭や園児管理システムへの入力を行い、さらに保護者への連絡漏れがないよう、必要な事は連絡ノートを使用し保護者との連携を大切にしている。</p>		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。年間指導計画や月の指導計画に、小学校との連携や就学を見通した活動が記載されている。また、就学に向けた具体的な活動内容は1月からの指導計画に多くなるが、年長児として発達に沿った実践は年間を通し適切に行われている。友達と一緒に遊び生活する中で社会性を身につけ、お茶や和太鼓、習字等も体験を重ねていて、文字や数字など自然な形で学んでいる。さらに、小学校訪問等の体験により学校生活に見通しが持てるようにしている。保護者には個別面談の際に就学児健診の結果を聞き、相談対応を行っている。保育所児童保育要録の作成は担当保育士や保育に携わった職員の参画により作成し、就学先へ提出している。小学校との情報引継ぎには園長と担当保育士が参加している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもの健康管理は「保健年間計画」を作成している。四半期ごとの保健目標に沿って健康・衛生管理、保健行事、保健指導が行われている。毎月の「ほけんだより」で保護者に対し、健康に関する情報を伝え子どもの健康管理に役立てている。入園時に生育歴、既往症、予防接種の状況を把握し、児童台帳や園児個別健康管理表に整理し、園長、主任、担任は情報を把握し周知している。日々の健康は、視診、保護者からの聞き取り、連絡ノート、引継書を活用して、子どもの健康状態を園児管理システムへ入力している。これらの情報は、職員間で周知、共有されている。睡眠時には目視、呼吸の確認を行い、管理システムへ入力しており、0・1歳児は15分間隔でチェックを実施している。今後は職員に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する園内研修の取組を期待するとともに保護者への情報提供も望まれる。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p> <p>健康診断・歯科検診の結果は園児個別健康管理表に記録し、園児管理システムへ入力している。これら健診結果は園長をはじめ、職員は園児管理システムで確認し周知している。内科健診で所見があった場合、個別に保護者へ知らせている。歯科検診は保護者同伴で受診し、歯科医師から直接指導を受け、予防や早期治療の大切さを理解する機会にしている。健診結果は虫歯の位置を赤ペンで色塗りし、保護者へ配付している。保育園ではデイリープログラムにおやつ後・食後の歯磨き・職員による仕上げ磨きを設定し、園児全員に毎回実施していることは高い評価に値する。また、保育の中で絵本等を利用し、子どもたちに歯の大切さや身体の仕組み、役割などを伝える工夫をしている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>アレルギー疾患のある子どもについては、医師からの指示や診断書で対応しており、食器の色を変えたり専用のトレイにネームプレートに乗せて使用し、誤食のないように配慮し、テーブル配置にも気をつけている。除去食が必要な場合、医師の指示書を得ながら保護者と連携を取り、できるだけ通常の献立と同じように見えるものに調理を工夫する等配慮している。また、入園説明会ではアレルギー対応について保護者へ説明しているが、職員の研修等が十分ではなく、アレルギー疾患に必要な知識、情報、技術を得るための取組や、アナフィラキシーショックを起こした時等の緊急時対応マニュアルの作成が求められる。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>食事は保育室で食べるほか、他のクラスと一緒にホールで、また季節によってはテラスで友達や保育士と一緒に楽しんで食べている。自分たちが畑で育てた野菜を給食に出してもらったり、月1回の「おにぎりデー」ではおにぎり作りを楽しみ、食べることに興味や関心が持てるように配慮や工夫をしている。また、年長児は米とぎからご飯をたき、おにぎりにするまでを行っている。給食年間計画や月毎の食育・栄養指導で三食栄養群の知識が身につくよう取り組んでいる。クッキング体験を計画し、保育指導計画にも位置づけ、栄養士と保育士が連携して活動している。毎日の給食は玄関先の給食コーナーに写真を展示し、献立表は毎月保護者に配付している。食事の量は個人差や食欲に応じて加減し提供している。離乳食は子どもの成長に合わせて、刻み方や食材、調理方法を変えている。年2回の嗜好調査集計結果を基に保護者との個別面談や給食試食会の実施、食育だよりの配付等により、食の大切さや子どもへの食育指導の様子を伝えている。</p>		

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>子どもの身長に合わせた栄養計算を年4回実施している。年2回の嗜好調査結果を分析したり、担当の保育士や栄養士、調理師が子どもと一緒に食事し、子どもの食量や好みを把握している。また、検食簿や献立の記録簿から残食状況を把握し、献立内容を工夫している。季節毎の行事食メニューや郷土料理(ひつつみ、ゆべし、みそもち、がんづき、きりせんしょ、まめぎんとう、みそそばさみ)を取り入れ、週1回は噛む力をつけるための「噛み噛みメニュー」も提供している。給食材料はできるだけ地産地消を基本に自分たちの畑で作った野菜も使用し、身近で安心できる食材を提供している。衛生管理は給食衛生管理マニュアルに基づき適切に管理されている。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>入園説明会で「入園のしおり」を配付し、保育理念や保育目標、保育時間や守って頂くこと、保育園で使う持ち物等を保護者に具体的に丁寧な説明を行っている。また、新入園児については家庭訪問を実施し保護者の不安解消や園との連携が円滑に進むよう配慮している。毎月発行の園だよりでは、園が目指す保育について、クラスだよりでは月のねらいについて、行事や保育活動の取組、子どもたちの様子を知らせ、日々の情報交換は連絡ノートで連携を図っている。年2回の個別面談を設け、子どもの成長や課題を共有したり、園の様々な行事や地域の作品展、発表会へ出演し、子どもたちの成長を保護者と共有できるよう支援している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>朝夕の送迎時の保護者との会話を大切に、子どもの様子は連絡ノートでも伝える等、保護者との信頼関係を築くよう努めている。保護者からの相談は責任者に報告し、その後指示を受け対応している(昨年度の相談33件)。相談内容や行った支援については児童管理システムに入力している。苦情対応マニュアルは作成されているが、相談対応に特記した手順書やマニュアル等は作成されていない。玄関に意見箱が設置され、苦情対応のフローチャートが掲示されている。平成28年度の苦情は4件、平成29年度は1件あったが、公表に至っていない。苦情と同様に、相談への対応手順書の検討を望むとともに、相談を受けた保育士が適切に対応できる体制作りを期待したい。保護者の就労事情により急な延長保育や休日保育にも対応している。子どもの対応に配慮を必要とする場合は専門機関を紹介しているが、さらに保護者への支援に当たり、多岐にわたる情報収集等の取組や職員の研修が望まれる。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。</p> <p>子どもの様子については登園時に視診表でチェックし、児童管理システムへ入力している。体に傷があった場合は保護者に確認している。日々の送迎時における保護者との会話から家庭での状況の把握に努めており、虐待が疑われる場合は、虐待予防チェックシートに記録し、速やかに主任・園長に報告するよう全職員に周知されている。虐待対応マニュアルは平成29年10月に作成したばかりであり、マニュアルについての職員研修や地域の関係機関で児童虐待防止のためのネットワーク等、情報収集が望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。</p> <p>月の計画と反省で保育実践を振り返り、評価の反省や見直しを指導計画に反映している。担当別の会議等において、個々の子どもの発達状況の確認や問題点をあげ、職員で共通理解を持って保育に取り組む体制は整っている。しかし、評価の視点が曖昧なため、自己評価による改善の積み重ねまでに至っていない。今後は「子どもの育ちを捉える視点」、「自らの保育を捉える視点」を明確にし、評価に取り組まれるよう期待する。</p>		